

かわにし労政 ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332



賃金は最低賃金額以上になっていますか？

兵庫県の最低賃金・使用者も労働者も必ずチェック！

兵庫県特定（産業別）最低賃金が、令和元年12月1日に改正されました。最低賃金は、パートタイム、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生年月日
塗料製造業	970円	21円	令和元年12月1日
鉄鋼業	963円	20円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	942円	21円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	900円	27円	同上
輸送用機械器具製造業	975円	21円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	901円	26円	同上
自動車小売業	901円	25円	同上
繊維工業	899円	28円	令和元年10月1日
各種商品小売業	899円	28円	同上

地域別最低賃金	時間額	引上げ額	効力発生年月日
兵庫県最低賃金	899円	28円	令和元年10月1日



最低賃金制度は
働くすべての人に、賃金の
最低額を保障する制度です。



兵庫県の最低賃金についてのお問い合わせ先

- ・兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL 078-367-9154
- ・伊丹労働基準監督署 TEL 072-772-6224(代)

障がい者雇用について

～共に働くを当たり前～



障がい者の就労意欲は近年急速に高まっており、障がい者が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、障害者雇用対策が進められています。

障害者の雇用対策としては、障害者雇用促進法において、まず、企業に対して、雇用する労働者の2.2%に相当する障がい者を雇用することが義務付けられています（障害者雇用率制度）。



障がい者の雇用により期待されること

共生社会の実現

障がい者雇用を進める根底には、「共生社会」の実現という理念があります。障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」をつくっていく必要があります。

労働力の確保

障がい者雇用は、企業にとっても良い効果をもたらします。たとえば、障がい者の「できないこと」ではなく「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

ほかにも、障がい者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。これは、企業の生産性向上にも結びつきます。

障がい者雇用のための支援機関

障がい者を雇用する事業主に対し、相談や支援を行う中心的な機関として、以下の3つがあります。



1 ハローワーク 全国544か所

障がい者の様態に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等を行っています。

具体的には・・・

- ・障がい者を雇用している事業主や、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等について助言を行う
- ・必要に応じて、地域障害者職業センター等の専門機関の紹介、各種助成金の案内のほか、一部の助成金の申請受付



地域障害者職業センター 全国 47 か所 + 5 支所

障がい者職業カウンセラーによる障がい者に対する職業評価や職業準備支援のほか、事業主に
対する専門的な支援を行っています。

具体的には・・・

- ・障がい者の雇入れ計画や、職場配置・職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修
- ・就職した障がい者が円滑に職場に適應できるよう、事業所にジョブコーチを派遣し、事業主と障がい者双方に対して支援を行う
- ・精神障害により休職している方や、休職中の従業員の復職を考える事業主に対する、職場復帰の支援



障害者就業・生活支援センター 全国 332 か所 (H30.3 末時点)

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。
事業主からの雇用管理についての相談も受け付けており、企業訪問による支援も行っています。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。

内容（予定）

「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

講座時間

105～120分程度（講義90分、質疑応答15～45分程度）

受講対象

企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能

講座の開催日程は、最寄りのハローワークにお問合せください

事業所への出前講座もあります！

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

お問い合わせ

ハローワーク伊丹 専門援助部門 072-772-8618



就職氷河期世代を積極的に募集する求人申込みについて

国における就職氷河期世代に対する支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定され、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づく各種施策について、今後、積極的に取り組むこととなっています。

就職氷河期世代を対象とした求人については、年齢制限禁止の例外事由として年齢を限定した「氷河期世代に限定した求人」(35歳以上54歳以下)として求人を受理することが可能となっています。また、年齢は問わず、積極的に採用をお考えの場合は「氷河期世代歓迎求人」として求人が受理されます。

「限定求人」の対象者は？

35歳以上54歳以下の方

(いわゆる就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方)

雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者や、概ね一年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が乏しい者(正規雇用の在職求職者は除く。)であること

お問い合わせ

ハローワーク伊丹 求人・企画部門 072-772-8619



「パセオかわにし」をご存知ですか？



パセオかわにしは、個々の事業所では行えないような各種福利厚生事業を実施する、川西市で働く中小企業従業員の皆さまのための制度です。

< 加入要件 >

市内に主たる事務所、店舗、工場などがある従業員1人以上300人以下の中小企業の事業主様で、ご加入は事業所単位です。

2つのコースからお選びいただけます。

厚生事業のみの加入	会員1人あたり	月250円
厚生事業+慶弔給付事業の加入	会員1人あたり	月400円

- ・厚生事業...健康診断補助、スポーツ大会の開催、バスツアーの実施、旅行・宿泊補助、チケット等のあっせん、映画館の利用割引
- ・慶弔給付事業...結婚、出産、入学等の祝金や、死亡弔慰金、各種見舞金



お問い合わせ

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター(パセオかわにし)

〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所内 TEL: 072-757-9700